

長野県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成15年4月24日

長野県監査委員
島田基正
柳沢政安
内田雄治
柳澤賢二

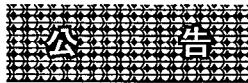
1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
大橋みどり	東京都大田区久が原一丁目3番12-301号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年4月17日から平成16年3月31日まで

監査委員事務局



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月24日

長野県松本空港管理事務所長 莊哲郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
松本空港緑地管理業務委託
- (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日の翌日から平成15年10月10日まで
- (4) 履行場所
松本市大字空港東8909
長野県松本空港
- (5) 入札方法
別表の委託業務ごとに入札に付し、価格の総額について行う。
なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区

分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 本社又は営業所等が県内にある者
 - (5) 指定した期間内に草刈作業ができる作業人員及び草刈機械が確保されていること。
 - (6) 緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909
長野県松本空港管理事務所
電話 0263-58-2517

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年5月14日 午前10時
イ 場所 やまびこドーム 第1会議室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けない。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成15年5月6日(火)午後5時までに提出しなければならない。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明しなければならない。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とする。
 - (8) 契約書作成の要否
要する。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。
- 5 その他
詳細は入札説明書による。

(別表)

業務名	業務等の概要
松本空港緑地管理業務委託(その1)	制限区域内の除草(北側)及び植栽管理
松本空港緑地管理業務委託(その2)	制限区域内の除草(エプロン周辺)及び南側林地の下草刈り
松本空港緑地管理業務委託(その3)	制限区域内の除草(南側)及び北側、南側のり面の除草

交通政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年5月16日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年4月30日 午後1時30分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

(別表)

調達物品名	台数	開札日	開札時間	等級区分
軽乗貨兼用自動車 (660ccバン, 2WD, MT)	5台	平成15年 4月30日	午後 1時40分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバン, 4WD, AT)	4台	平成15年 4月30日	午後 1時50分	B以上
普通乗貨兼用自動車 (1,500ccバン, 4WD, MT)	2台	平成15年 4月30日	午後 2時00分	C以上

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

ダム警報車 4台

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年6月24日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「販売」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条件等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む)。
ア 日 時 平成15年5月6日 午後5時
イ 場 所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日 時 平成15年5月7日 午後1時30分
イ 場 所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 楽しいときわ ニコニコときわ
- 3 代表者の氏名
滝沢保夫
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字常盤4220番地16号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、楽しい地域づくり、小中高生とお年よりが一体となった新しい「子育てと地域福祉システム」の展開、農業体験、商業体験重視の青少年育成の実践等に関する事業を展開、地域に生活する楽しさ、喜び、はりあい、安心等の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年4月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 まんてん
- 3 代表者の氏名
小林 勲
- 4 主たる事務所の所在地
上伊那郡中川村加片桐7776番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・子どもを中心とする地域の人々が安心して暮らし、互いに支え合いのできる地域づくりを目指すことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

安曇野ショッピングセンター
南安曇郡三郷村大字温2716-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)安曇野ビルディング
南安曇郡三郷村大字温2716-1

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)	午前10時 (年間120日午前9時)	午前0時
(株)ノセ眼鏡店 佐々木一子 (株)水城漬物工房 (株)安曇野ビルディング (株)三貴 野本昭一 ジャスフオート(株) 中嶋泰三 (有)栄屋商店 佐々木賢吾 二木良司 小林嘉久 壘昌策 松澤順一 (有)名和商店 (株)ブックバーン (株)ブルーグラス	午前10時 (年間120日午前9時)	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオン(株)	24時間	
(株)ノセ眼鏡店 佐々木一子 (株)水城漬物工房 (株)安曇野ビルディング (株)三貴 野本昭一 ジャスフオート(株) 中嶋泰三 (有)栄屋商店 佐々木賢吾 二木良司 小林嘉久	変更前と同じ	変更前と同じ

壘昌策 松澤順一 (有)名和商店 (株)ブックバーン (株)ブルーグラス		
--	--	--

※ 24時間営業は、イオン(株)の食品館のみ

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A	午前9時30分から (年間120日午前8時30分) 午前0時30分まで	変更前と同じ
B		24時間
C		

4 変更した年月日

平成15年4月21日

5 届出年月日

平成15年4月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年4月24日から平成15年8月25日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

公告

平成15年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

1 試験を実施する免許職種

- (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
時計科

(2) 学科試験のみを実施する免許職種

(実技試験の全部が免除される者に限る。)

機械科 電子科 光学ガラス科 光学機器科

(3) 学科試験のうち指導方法のみを実施する免許職種

(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年厚生労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種のうち(1)及び(2)に掲げる免許職種を除くもの

2 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成15年8月2日(土)

イ 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

(2) 実技試験

ア 期日 平成15年8月6日(水)

イ 場所 塩尻市塩尻町390

セイコーエプソン株式会社塩尻事業所

3 受験資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第3項の規定に該当する者

4 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書及び写真(申請前6か月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4cm 横3cmのもの)

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にあつては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成15年6月2日(月)から6月13日(金)まで(郵送による場合は、平成15年6月13日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(3) 申請書類の提出先

長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

(郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。)

(4) 受験手数料

受験手数料(実技試験 15,800円、学科試験 3,100円)は、長野県収入証紙により(受験申請書にはって、消印しないこと)納付すること。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

5 合格発表

平成15年8月29日(金)に長野県庁及び技術専門校の掲示板に掲示するほか、合格者には直接通知する。

6 その他

(1) 受験申請書用紙及び受験案内は、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局及び技術専門校で交付する(郵送により交付を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙(受験案内)請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒を同封すること。)

(2) この試験についての問い合わせは、長野県商工部産業活性化・雇用創出推進局に行うこと。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

平成15年4月15日、伊那市新山土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

平成15年4月15日、長野県下水内中部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年4月24日

長野県知事 田中康夫

土地改良課